

令和8年度 山地災害防止 標語及び写真コンクール実施要領

一般社団法人 日本治山治水協会

1 趣旨

山地災害に対する国民の理解と関心を深めるため、林野庁、都道府県及び市町村が行う「山地災害防止キャンペーン」の関連行事として、標語及び写真コンクールを実施します。

2 主催 一般社団法人 日本治山治水協会

3 後援 林野庁

4 コンクールの種類

- (1) 標語コンクール
- (2) 写真コンクール

5 募集要領

- (1) 応募資格 誰でも応募できます。
- (2) 作品 自作に限ります。
- (3) 応募点数 標語も写真もそれぞれ3点まで応募できます。

(4) テーマ

① 標語コンクール

山地災害の防止、森林や治山事業の効果、防災意識の高揚などを広く国民に呼びかけるもの

② 写真コンクール

ア 山地災害を防止する治山施設や治山事業

イ 防災パトロールや避難訓練など、山地災害防止活動の状況

ウ 山地災害の状況、その他山地災害に関連のあるもので、地域や人々の生活との関連が表現されているもの

(5) 応募方法等

① 標語コンクール

郵便はがきに作品、氏名(ふりがな)、年齢、職業(小学校、中学校又は高等学校の生徒の場合は、学校名、学年)、住所、郵便番号、電話番号を記載してください。(「※1 標語記載例」を参照)

職場、学校で取りまとめて応募する場合は、上記事項が分かるようにして、一括送付して下さい。

② 写真コンクール

<郵送による応募の場合>

- ア. デジタル写真（デジタルカメラにより撮影したもの）又は一般写真（光学カメラにより撮影したもの）とします。
（モノクロ、カラーの区別はありません）
- イ. 単写真又は組写真とします。合成写真は、応募できません。
（自然を損なわない範囲内で修正、加工したものは可とします。）
- ウ. 写真の大きさは、四つ切り又はワイド四つ切り（デジタル写真については、A4サイズでプリントアウトしたものも可）とします。
- エ. 作品の裏面に、「※2 写真コンクール応募記載事項」を記入したものを貼付して下さい。

※1 標語記載例(はがきの例)

※2 写真コンクール応募記載事項(記載例)

作品
氏名(ふりがな)
年齢
職業
生徒の場合
学校名 学年
住所(〒)
電話番号

題名		
コメント		
撮影場所		
撮影年月日		
撮影データ	カメラ・レンズ	
	絞り・シャッター速度等	
	デジタルカメラ	
氏名(年齢)		
職業		
住所(〒)		
電話番号		

(注) デジタル写真の場合は「デジタルカメラ」欄に必ず○印を付して下さい。

<Eメールでの画像ファイル送付による応募の場合>

- ア. デジタル写真ファイル（おおむね1メガバイト以上のもの）とします。（モノクロ・カラーの区別はありません）
- イ. 単写真又は組写真とします。合成写真は、応募できません。
（自然を損なわない範囲内で修正、加工したものは可とします。）
- ウ. 写真の解像度は、引き延ばしに耐えるおおむね1メガバイト以上のファイルサイズのものとしてします。
- エ. 下記メールアドレスあてに、応募写真のデジタルファイルを、必要事項（①氏名、②職業、③年齢、④住所、⑤電話番号、⑥作品題名、⑦コメント、⑧撮影場所、⑨撮影年月日、⑩撮影データ）をメール本文に記載の上送付するものとします。

応募作品送付メルアド：sanchiphoto@gmail.com

(6) 締切り 令和8年9月30日（当日消印有効）

(7) 送り先

(一社)日本治山治水協会 標語・写真コンクール係
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-14-2 山王グランドビル4階
(TEL 03-3581-2288, FAX 03-3581-1410)

6 審査及び発表

(1) 審査

審査は、(一社)日本治山治水協会に設置する審査委員会が行います。

標語コンクール審査委員

太田 猛彦 東京大学名誉教授
山下 宏文 京都教育大学名誉教授
加藤 妙子 短歌結社「歩道」同人、市川市主催短歌教室 講師、
千葉県歌人クラブ会員
津元 頼光 (一社)日本治山治水協会 専務理事

写真コンクール審査委員

太田 猛彦 東京大学名誉教授
中山 義治 元全日本山岳写真協会会員
津元 頼光 (一社)日本治山治水協会 専務理事

(2) 発表

入賞作品の決定後、入賞者に令和8年12月に通知します。また、ホームページ等では、令和9年1月に公表します。

7 賞 (標語及び写真とも同じ)

最優秀賞 (林 野 庁 長 官 賞 副賞3万円) 1点
優 秀 賞 ((一社)日本治山治水協会会長賞 副賞2万円) 5点
奨 励 賞 ((一社)日本治山治水協会会長賞 副賞1万円) 5点
※副賞は商品券又は図書カードです。

8 その他

- (1) 入賞作品の使用著作権は、(一社)日本治山治水協会に帰属します。
- (2) 応募作品は、一切返還しません。
- (3) 入選作品は、山地災害の防止をPRする催しや広報誌等に使用させていただきます。
- (4) 写真コンクールの入賞作品について、郵送による応募の場合には、別途、一般写真の場合はネガ又はポジを、デジタル写真の場合は、データを記録したものを提出していただきます。

(以上)